

※ 農薬を使用する際は、農薬ラベルをよく確認し、使用基準を遵守してください。  
また、長野県、(一社)長野県植物防疫協会発行の「長野県令和3年農作物病害  
虫雑草防除基準」(<https://www.pref.nagano.lg.jp/bojo/yaku/bojokijyun/1.html>)  
を参考としてください。

## 1 共通事項

- (1) 被害状況の確認や排水等の作業を行うにあたっては、安全確保を最優先とする。
- (2) 冠水したほ場は、早急に停滞水の排水を図る。

## 2 農業機械

- (1) 浸水した農業機械は、感電のおそれ等があるため、エンジンは絶対に始動しない。
- (2) 泥をかぶった農業機械は、速やかにできるだけきれいに泥を洗い落とす。
- (3) 被災した農業機械は、オーバーホールとオイル交換は、必ず実施しなければならないので、早めに専門業者等に連絡し処置する。

## 3 水 稲

- (1) 冠水した圃場では、一刻も早く排水措置を講じ、穂を水に接触させないようにする。また流入した異物などを除去するとともに、稲体に付着した泥を洗い流す。
- (2) 冠水後は、黄化萎縮病、いもち病(穂いもち)、白葉枯病などが発生しやすいので防除を行う。泥流による植物体の損傷のため、白葉枯病が発生することがある。また穂いもち病の発生が多くなるので注意する。土壌伝染する黄化萎縮病の発生履歴のある地域では、当該病害が多発することがある。
- (3) 土壌が酸素不足となりやすいので、間断灌水などにより根の健全化を図る。ただし冠水した稲は体内水分を失いやすい状態にあるため、徐々に干すようにする。

## 4 大豆、そば

- (1) 湿害が発生すると生育が不良になり大きく減収するため、滞水したほ場では早急に排水を行う。
- (2) 大豆では着莢期以降の通常防除(殺菌剤、殺虫剤)を確実に実施する。

## 5 果 樹 (りんご・もも・核果類)

冠水している園では、まず明渠などの排水対策を講ずる。特に、もも、核果類は冠水によって根の障害を受けやすく、樹勢衰弱等が発生しやすいので、早急に排水対策を講じて樹体保護を図る。

- (1) 樹体や枝、葉に付着した泥やゴミは、速やかに洗い落とす。
- (2) 果実に泥等が付着した場合や冠水した場合は、疫病や内部褐変が発生しやすいため、出荷しない。
- (3) りんごわい性台木は耐水性が劣るので、わい性台木樹の園では、特に排水対策の徹底を図る。
- (4) 圃場の排水後は、農薬の使用基準(収穫前使用日数等)を確認して、冠水していない果実を対象として速やかに定期防除の薬剤で防除を実施する。生育状況を見ながら、速効性肥料の追肥、葉面散布を検討する。

## 6 野菜

- (1) 可能な限り、ほ場外への速やかな排水に努める。
- (2) 表土が乾いたら浅く中耕し、土壌の通気性を高める。
- (3) 葉菜類で葉傷み等が発生したものは、農薬使用基準を遵守し殺菌剤を散布する。
- (4) 生育状況を見ながら、速効性肥料の追肥、葉面散布を検討する。
- (5) アスパラガス、きゅうり等の支柱が倒伏したものは、むやみに引き起こすと損傷が激しくなるので、様子を見ながら行う。

## 7 花き

- (1) 滞水しているほ場では、速やかにほ場外への排水を図る。
- (2) 冠水したものは早急に洗浄し、泥やゴミなどの付着物を洗い落とす。
- (3) 支柱が倒伏した場合は早めに立て直し、補強を行う。
- (4) 雨天が長期間続いた後に高温に遭遇すると、葉焼けや生理障害が発生しやすいので、施設では適宜遮光を行う。
- (5) 病害予防のために、農薬使用基準を遵守し、殺菌剤の散布を行う。